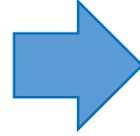


相談支援業務
または
直接支援業務

(資格の有無に応じて)
3~8年

※②の受講は、上記年
数の2年前から可能



①
相談支援従事者
初任者研修
(講義部分)



②(~H30年度)
サービス管理責任者
研修(分野別)

②(R1年度~)
サービス管理責任者
基礎研修



サービス管理責任者
実践研修



サービス管理責任者
更新研修

※実践研修または
前回の更新研修から
5年毎に受講が必要

・①と②両方を受講済となったのがH30年度以前の場合
⇒R5年度末までに、必ず更新研修の修了が必要
(受講にあたっての要件なし)

・期間内に更新研修を修了しなかった(失効)場合
⇒実践研修を修了することで、改めてサービス
管理責任者等として配置可能
(受講にあたっての要件なし)

・①と②両方を修了済となったのがR1~R3年度の場合
⇒①と②両方を修了後、実践研修受講前5年間に、
通算2年以上かつ360日以上相談・直接支援業務への
従事が必要

※実務経験要件を既に満たしている場合は、①と②両方を
修了後3年間は、実践研修受講前でも、サービス管理責任
者等とみなすことが可能

・①と②両方を修了済となったのがR4年度以降の場合
⇒①と②両方を修了後、実践研修受講前5年間に、
通算2年以上かつ360日以上相談・直接支援業務への
従事が必要
(実践研修を修了するまでは、サービス管理責任者等
として単独で配置することはできない)